5. In no case shall the provisions of paragraph 3 be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because the information is held by a bank, other financial institution, nominee or person acting in an agency or a fiduciary capacity or because it relates to ownership interests in a person. However, a Contracting State may decline to supply information relating to confidential communications between attorneys, solicitors or other admitted legal representatives in their role as such and their clients to the extent that the communications are protected from disclosure under the domestic laws of that Contracting State."

Article 2

1. Each of the Contracting States shall send through diplomatic channels to the other the notification confirming that its internal procedures necessary for the entry into force of this Protocol have been completed. The Protocol shall enter into force on the thirtieth day after the date of receipt of the latter notification.

2. This Protocol shall remain in effect as long as the Agreement remains in force.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Singapore on this fourth day of February, 2010, in the English language.

For the Government of Japan:　　For the Government of the Republic of Singapore:

山中誠　　Moses Lee

省　令

○財務省令第四十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第一項第一号の規定に基づき、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

財務大臣　野田　佳彦

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「千万円」を「三百万円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月六日から施行し、同日以降の支払又は受領に係る報告から適用する。

○環境省令第十一号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）第二条第二項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

環境大臣　小沢　鋭仁

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和四十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に、「検定に係る農用地について、おおむね農用地の面積の二・五ヘクタールにつき一点の割合で」を「次に掲げるところにより」に改め、同項に次の各号を加える。

一　検定に係る農用地の面積のおおむね二・五ヘクタールにつき一箇所の割合で、試料を採取するほ場を選定すること。

二　前号の規定により選定されたほ場の中央地点及び当該ほ場内のその他の四地点に生育している稲を採取し、並びにこれらの五地点において地表からおおむね十五センチメートルまでの土壌を採取すること。

三　前号の規定により採取された稲に付着している土壌等を除去し、当該稲を風乾した後、まとめて脱穀及びもみすりをして得た米を精選すること。

四　第二号の規定により採取された土壌を風乾した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

第一条第二項及び第三項を削る。

第二条及び第三条中「行ない」を「行い」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十七号

アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十六日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における主たる店舗の所在地　東京都港区西新橋一丁目五番八号　川手ビル

○法務省告示第三百二十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年七月三日から効力を生ずる。

平成二十二年六月十六日

法務大臣　千葉　景子

宮城県宮城郡松島町長

○外務省告示第二百九十五号

平成二十二年二月四日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書について、我が国政府及びシンガポール共和国政府は、同議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告をそれぞれ行い、平成二十二年六月十四日にこれらの通告が受領された。よって、同議定書は、その第二条1の規定に従い、平成二十二年七月十四日に効力を生ずる。

平成二十二年六月十六日

外務大臣　岡田　克也